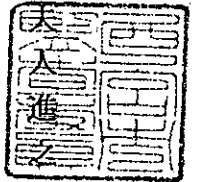




地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、西宮市長から、下記のとおり、「財団法人西宮市学校給食会への補助金支出に関する西宮市職員措置請求」に対する監査結果（平成 18 年度公表監第 5 号）に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

平成 18 年 11 月 27 日

西宮市監査委員	中 尾 孝
同	中 村 武
同	村 西 進
同	阿 部 泰



記

西教委学保発第 5 8 4 号
平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日
(2006 年)

西宮市監査委員	中尾 孝夫 様
同	中村 武人 様
同	村西 進 様
同	阿部 泰之 様

西宮市長 山田 知

「西宮市職員措置請求」に係る勧告に基づく措置について（通知）

平成 18 年(2006 年)8 月 25 日付け西監発第 42 号で通知のあった勧告に対して、下記のとおり措置しましたので通知します。

1 勧告

本件補助金の支出について監査の結果、その返還を求める請求人の主張には、一部、理由があると認められ、給食会の物資配送委託契約状況、情報管理費の状況から、給食会に交付された補助金が、補助目的どおりに使用されていないと判断されることから、措置を講じる必要がある。法第 242 条第 4 項の規定により、西宮市長は、平成 13 年度から平成 17 年度までに給食会に交付した運営補助金のうち、給食会が物資配送センター業務委託契約に基づき、配送業者 2 社から情報管理費名目でデジタルプラン研究所に支出した相当額（46,628,400 円）について、給食会若しくは関係者に対し、しかるべき手続きにより返還請求権の行使などの措置を、3 か月以内に講じるよう勧告する。

2 講じた措置

(1) 補助金交付決定の一部取消し

平成 18 年(2006 年)9 月 26 日付け西宮市教委学保指令第 6,7,8,9 及び 10 号「補助金等交付取消通知書」により、監査委員から勧告のありました平成 13 年度から平成 17 年度までに給食会に交付した運営補助金のうち、給食会が物資配送センター業務委託契約に基づき、配送業者 2 社から情報管理費名目でデジタルプラン研究所に支出した相当額(46,628,400 円)について財団法人西宮市学校給食会に対して交付決定を取消しました。

(2) 補助金等返還命令の発令

平成 18 年(2006 年)9 月 26 日付け西宮市教委学保指令第 11,12,13,14 及び 15 号「補助金返還命令書」により、財団法人西宮市学校給食会に対して、交付を取消した 46,628,400 円について平成 18 年 11 月 24 日までに返還するよう命令しました。

3 返還命令発令後の対応

財団法人西宮市学校給食会から元調達係主任及びシステム開発業者代表に対して不当利得返還請求権等に基づく民事訴訟を提起する予定であること、また、「栄養計算システム」その他の機器等の有用性及び金額の妥当性を踏まえ、訴訟の結果が出るまで返還の時期及び金額等について猶予を求めたい旨、平成 18 年 10 月 25 日付け西学給発第 35 号により弁明がありました。

西宮市としましては、財団法人西宮市学校給食会が提起する訴訟の結果をもとに補助金の返還方法等について改めて協議することとする旨を平成 18 年 11 月 10 日付け西宮市教委学保指令第 16 号により通知しました。

なお、財団法人西宮市学校給食会においては平成 18 年 11 月 22 日に代理人弁護士と訴訟委託契約を締結し、元調達係主任及びシステム開発業者代表に対して不当利得返還請求権等に基づく民事訴訟を提起するよう手続きを進めているところです。

現在は、給食会に対してその進捗状況について詳細に報告を求めています。